

令和5年度愛媛県  
農林水産物直売所プレミアム付商品券事業

商品券利用店舗様用

## 取扱要項

キャンペーンに関する重要な内容が記載されています。  
店舗責任者様は必ずご一読いただき、店舗の運営にか  
かわるスタッフ様への周知をお願いします。

農林水産物直売所プレミアム付商品券事業事務局

令和6年3月11日改訂版

令和5年度愛媛県  
農林水産物直売所プレミアム付商品券事業

利用店舗様用

取扱要項

目次

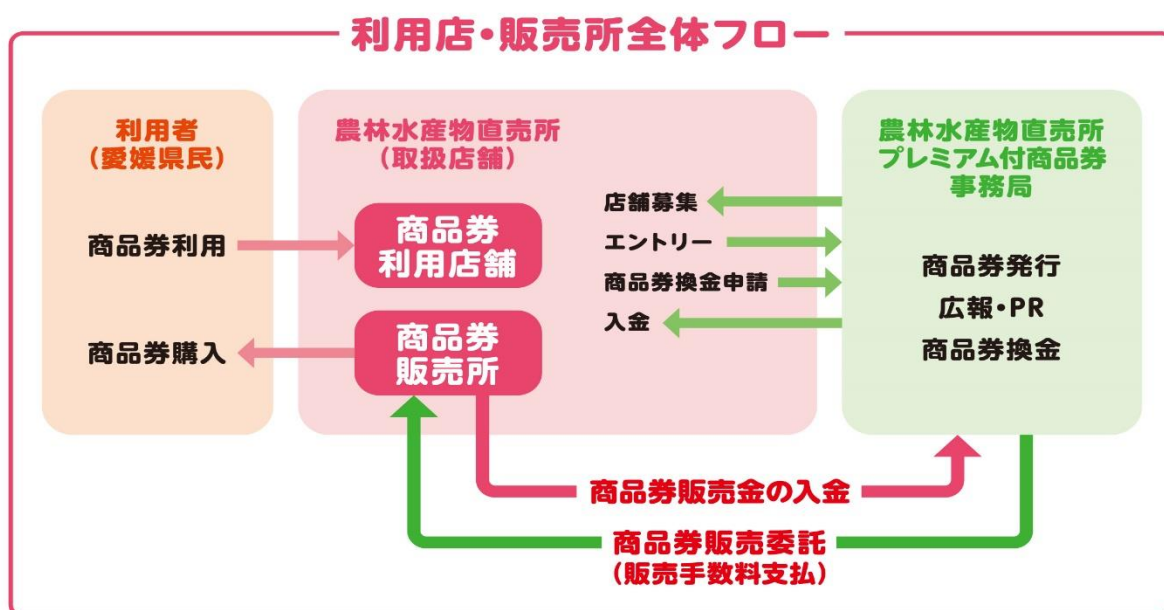
---

1. 全体概要 …………… 2
2. 利用店舗参加要件…………… 3
3. スターターキットの確認・設置について…………… 4
4. 「商品券」について…………… 5
5. 「商品券」の対象とならない取引…………… 7
6. 「商品券」の取扱いにおける注意事項…………… 9
7. 利用店舗における遵守事項…………… 10
8. 利用店舗における事業参加に際しての同意事項…………… 11
9. その他の留意事項 …………… 11
10. 店舗が届け出た情報の取扱いについて…………… 12
11. 本要項に違反した場合の対応…………… 12
12. 「商品券」の換金申請・入金について…………… 13
13. よくある問い合わせへの対応について…………… 18

## 1. 全体概要

### ■事業内容

取扱店舗で、愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券事務局が発行したプレミアム額を付加した愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券（以下、略して「商品券」という。）を用いた決済を行うものである。



### ■商品券取扱期間

**2024年3月16日（土）～2024年5月31日（金）**

※商品券の最終換金申請期限は、**2024年6月17日（月）17:00事務局必着**となります。

### ■利用対象者

愛媛県民（愛媛県内に住所を有し居住している方）

## ■商品券

1セットあたり1,000円のプレミアム額を付与した商品券を発行します。

名称	農林水産物直売所プレミアム付商品券
プレミアム率	20%
1セットの内容	6,000円（500円券×12枚）
販売価格	5,000円
発行数	440,000セット
発行総額 （総プレミアム額）	2,640,000,000円 （440,000,000円）
利用店舗	本事業に参加登録する農林水産物直売所
販売窓口	本事業に参加登録する農林水産物直売所
販売方法（一次）	販売窓口で「購入引換券」と「商品券」を引換販売
購入利用可能者	愛媛県民 （愛媛県内に住所を有し居住されている方）

## 2. 利用店舗参加要件

<商品券利用店舗の対象範囲>

以下の各号に定める要件を全て満たす農林水産物直売所であること。

- （1）愛媛県内の複数の生産者等（※1）が生産する農林水産物及びその加工品を生産者等が**自ら価格をつけて販売する**施設（飲食店・カフェ・喫茶コーナーは除く。）であること。
- （2）**愛媛県内に所在する常設の店舗**（※2）で不特定の消費者に友人で対面販売する施設であること。
- （3）原則として、生産者等が自ら価格を付けて販売する商品の売上額（※3）が、当該施設 又は売り場の売上額全体の額（※4）の**30%以上**（※5）であること。

※1 「生産者等」とは、農林水産業を営む個人又は法人。

※2 「常設の店舗」とは、本事業の実施期間中に週1日以上又はのべ10日以上営業する店舗。

※3 「生産者等が自ら価格を付けて販売する商品の売上額」とは、いわゆる委託販売など、生産者等が販売価格を設定できる商品の売上額の総額。

※4 「売上額全体の額」とは、『当該施設全体の売上額』とする。

ただし、直売所スペースを含む売場（いわゆる「産直コーナー」等）を他の売場と完全に区分して販売できる場合には、『当該直売所スペースを含む売場全体の売上額』とする。

※5 「30%以上」とは、令和5年3月～5月までの間の売上額により算出する。

### 3. スターターキットの確認・設置について

#### ■スターターキットの確認

スターターキットが届きましたら速やかに開封し、内容物に過不足がないかご確認ください。万が一不足がございましたら速やかに事務局までお問い合わせください。

##### 【スターターキット内容】

- キャンペーンのぼり（先行送付済）
- A3ポスター
- 商品券見本券
- 店舗コード通知書
- 商品券換金伝票
- 返信用ゆうパック着払い送り状
- 商品券利用店舗様用取扱要項

#### ■キット類の準備・掲示について

スターターキットに同梱されているポスターや既に送付済みののぼりなどのキット類はお客様の来店に備え、お手元に届きましたら速やかに店頭・店内に設置・掲示を行い、本事業の取扱店舗であることを明確にお示しくください。

## 4. 商品券について

商品券 表紙

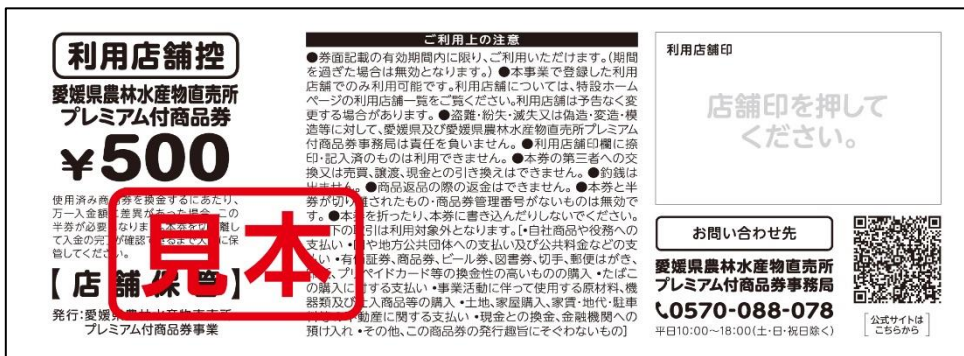


1セット(1冊)・商品券 500円券×12枚

商品券 表



商品券 裏



※商品券番号の先頭の桁は「8」から始まる番号になっています。  
(それぞれの商品券冊子にも商品券番号を記載しています。)

例) 1冊=12枚

表紙: No.000001

券: No.80000001 ~ 80000012

## ■偽造防止加工について

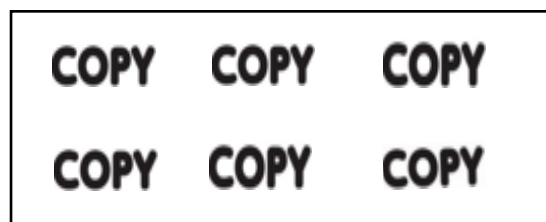
◇商品券にはコピーするとCOPYという文字が浮き出る特殊加工を表裏両面に施しています。

◎商品券を受け取る際に、「COPY」の文字がないことを必ずチェックしてください。万が一、換金申請された商品券の中に「COPY」の文字が浮き出ていたり、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、受取りを拒否し、速やかに警察に通報し、またその旨を事務局にも報告してください。

表



裏



## ■商品券の会計時の取扱い手順

### ①利用者による商品券利用の意思表示

- ・対象とならない取引での利用(次頁参照)はお断りください。
- ・釣銭が出ないことをお伝えください。

### ②利用者から商品券の受け取り

- ・不足分は現金決済や取扱店舗で認める決済で対応してください。
- ・当事業の「商品券」であるかどうか確認してください。
- ・商品券の見本券と比べて偽造と判別される場合は商品券の受取を拒否するとともに速やかに警察に通報し、事務局にも報告してください。



## 5. 「商品券」の対象とならない取引

◇以下の取引は、「商品券」での取り扱い対象とはなりません。

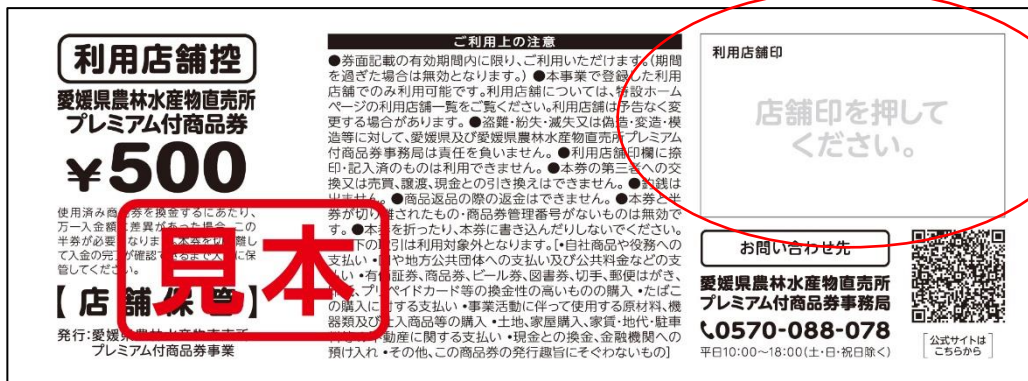
- (1) 自社商品や役務への支払い
- (2) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地や家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品券の交換又は売買
- (11) 健康保険法、介護保険法その他関係法令による保険診療、介護保険サービスに関する費用
- (12) 学校教育法に規定する学校に支払う入学金・授業料等
- (13) その他商品券の発行趣旨にそぐわないもの



## ■商品券裏面への取扱店舗名の記入・押印

- ◇利用者から受け取り後、速やかに裏面下段の【取扱店舗印】の枠内に取扱店舗名を記入もしくは押印してください。受取時に既に記名・押印等があるものは、受取りを拒否してください。
- ◇裏面に記名・店舗印が無いものや登録された店舗と商品券裏面の店舗名が異なる場合、換金できない場合がありますので、十分にご注意ください。
- ◇換金申請時には取扱店舗控を切り取って店舗様で保管いただき取扱店舗印を押印した本券(下記見本参照)を郵送してください。

必ず取扱店舗名を押印もしくは記入いただき、切り離れた本券を申請にお使いください。



半券

本券

換金申請時に必ずミシン目から切り離して半券を店舗様で保管してください

## 6. 「商品券」の取扱いにおける注意事項

商品券の利用者には以下の事項を遵守いただくよう 取扱店舗で周知・案内に努めてください。

1. 商品券は券面記載の有効期間内に限り、お取り扱いいただけます（期間を過ぎた場合は無効となります。）。ただし、本事業の利用期間が変更された場合はこの限りではありません。
2. 農林水産物直売所プレミアム付商品券事業で登録した取扱店舗でのみお取り扱い可能です。
3. 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、愛媛県及び事務局は責任を負いません。
4. 利用店舗印欄に捺印・記入済のものは受取りを拒否してください。
5. 商品券の第三者への交換又は売買、譲渡、現金との引き換えはできません。
6. 商品券は、つり銭を支払うことはできません。利用される方には額面金額以上の支払い時に利用していただくようご説明ください。ただし、利用者が釣銭を支払われない旨を承諾した場合はその限りではありません。
7. 商品返品の際の返金はできません。
8. 商品券から半券が切り離されたものや商品券管理番号がないものは無効です。
9. 商品券を折ったり、商品券に書き込んだりしないでください。
10. 確認用として配布する商品券見本券は店舗で取り扱う全ての従業員に必ず周知してください。
11. 商品券での決済の利用における利用者と利用店舗間のトラブルについては利用者と利用店舗間で解決を図ってください。愛媛県及び事務局では一切の責を負いません。

## 7. 利用店舗における遵守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項について遵守しなければなりません。

- (1) 本事業の取扱店舗となるため届け出る事項については、虚偽の内容を記入してはなりません。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局より配布する告知ツール（ポスター、のぼり等）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (3) 取扱店舗において、商品券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示してください。
- (4) 利用期間内に受領した商品券の換金については、換金申請期間内及び運営時間内に、換金伝票及び利用済み商品券を到着させなければなりません。なお、換金申請期間を超えた商品券の到着及び換金申請は、いかなる理由に関わらず一切応じません。
- (5) 万が一換金申請額と入金額の差異が発生した場合に備え、換金伝票の控及び半券は取扱店舗にて必ず保管してください。なお入金から2週間を過ぎた場合、取扱店舗は異議申し立てを行う事はできません。
- (6) 換金申請する商品券において、破損や汚れによりバーコードや商品券管理番号が識別できない場合は換金の対象外となります。また、裏面の取扱店舗名が無いもの、識別できないものも同様に換金の対象外となります。
- (7) 商品券の取扱いに関して、事務局から改善要請等があった場合は、それに従ってください。
- (8) 自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行ってはなりません。
  - ア. 暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為
  - イ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ウ. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為
  - エ. その他前各号に準ずる行為
- (9) 商品券の利用に際し、苦情や紛争が生じ、取扱店舗の責めに帰すると認められる場合は、取扱店舗自らで解決に努めてください。

## 8. 利用店舗における事業参加に際しての同意事項

取扱店舗は本事業に参加する際に同意した下記内容を遵守してください。

- (1) 事務局が求めた場合には、営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書類を提出してください
- (2) 愛媛県及び事務局が本事業の内容等について調査する場合、事業者及び取扱店舗に通知し、事務所及び店舗に立ち入ることができます。事業者及び取扱店舗は愛媛県及び事務局からの申し出に対し必ず応じてください。
- (3) 商品券を返金・返品、転売、譲渡、現金への換金及び金融機関への預け入れをしないでください。
- (4) 商品券は、額面金額以上の支払いに利用できるようにしてください。ただし、利用者が釣銭を支払われない旨を承諾した場合はその限りではありません。
- (5) 商品券のみを用いた決済をした場合、釣銭を一切支払わないでください。
- (6) 商品券の盗難、紛失、破損又は偽造、模造等に対しては、愛媛県及び事務局では一切責を負いません
- (7) 商品券は印字された利用期間に限り利用可能とし、期限を徒過したものは無効としてください。ただし、愛媛県が本事業の利用期間を変更する場合を除きます。
- (8) 事業者は、取扱店舗として届け出ている店舗を除いて商品券を受け取ってはけません。取扱対象外店舗から受け取った場合は換金の対象外とします。

## 9. その他の留意事項

- (1) 愛媛県の判断により、スケジュールや、急な事業内容の変更・事業の中止などがある場合は、愛媛県及び事務局から通知いたします。
- (2) 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本要項の全部若しくは一部の履行遅滞又は履行不能については、愛媛県及び事務局はその責を負いません。
- (3) 不可抗力の発生に伴い、愛媛県及び事務局は必要に応じて事項の変更及び新たな事項を定める場合があります。
- (4) 本要項に定めのない事項については、愛媛県及び事務局が必要に応じて都度定めることができ、また、必要に応じて変更をする場合があります。
- (5) 本要項に定める事項の変更又は新たに定めた事項はインターネットのWebサイト等への掲載、その他愛媛県及び事務局が適切と判断する方法により取扱店舗に当該事項を通知いたします。
- (6) 本事業に関する紛争に関しては、当事者と愛媛県及び事務局より誠意をもって協議し、解決するものといたします。
- (7) 本事業に関する紛争は、訴額により松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。

## 10. 店舗が届け出た情報の取扱いについて

店舗が本事業に関し届け出た情報（個人情報や法人情報、画像、決済情報を含む。）は以下の通り取扱います。

- (1) 愛媛県及び事務局（委託先事業者含む）の業務に必要な範囲内において無償で使用いたします。なお、愛媛県及び事務局（委託先事業者含む）は、個人情報については個人情報の保護に関する法律及び事務局（委託先事業者含む）における個人情報保護方針に基づいて取り扱います。
- (2) 本事業の運営、広報や本事業に関する利用店舗登録に使用いたします。
- (3) 取扱店舗に事前告知を行わずに公表することがあります（匿名化処理を行い、統計として公表することも含む。）。ただし、届け出た情報に含まれる個人情報及び公表されていない法人情報についてはこの限りではありません。
- (4) 愛媛県及び事務局（委託先事業者含む）内での情報の共有に使用いたします。

## 11. 本要項に違反した場合の対応

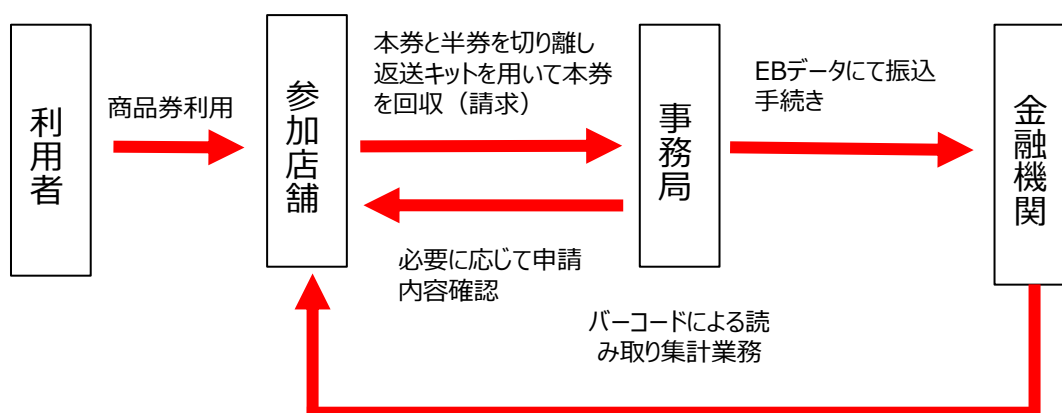
愛媛県及び事務局は、次の事由が生じた場合には、**利用店舗における商品券受領の有無に関わらず、何ら催告することなく利用店舗資格を取り消すことができます。この場合、愛媛県及び事務局は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていた場合は、その返還及び返還に伴い発生した費用を請求いたします。**

- (1) 事業者が商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 事業者の申請内容に虚偽又は重大な誤りがあった場合
- (3) 事業者が暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (4) 委員会の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする重大な事由が事業者にある場合
- (5) その他本要項に違反する行為が認められる場合

本要項の違反等を確認するため、愛媛県及び事務局は、帳簿等の証憑の確認を行うことができます。

## 12. 「商品券」の換金申請・入金について

### ■申請の手順



振込入金 ※振込手数料は月2回分を事務局負担。

### ■商品券の本券と半券（保管必須）の切り離しについて

- ◇必ず半券をミシン目で切り離してから本券を郵送してください。
- ◇商品券をはさみ等でまとめて切り離す場合は、商品券の天地裏表をよく確認してください。店舗保管用(半券)と逆方向(本券側)を切ってしまった商品券は換金できない場合があります。
- ◇切り離した半券は店舗で大切に保管してください。換金伝票到着確認、枚数確認、紛失対応等で事務局から問い合わせをする場合があります。その際、半券がない場合は、全て無効となりますのでご注意ください。



## ■「商品券換金伝票」の記入について

- ◇スターターキットの中にある「商品券換金伝票」に必要な事項を記入してください。  
2枚複写になっておりますので1枚目を事務局に返送し2枚目を店舗控えとして店舗で保管してください。
- ◇伝票の入れ忘れや誤って記入した場合は換金漏れ、金額間違い、入金遅れになる可能性があります。記入後にもう一度間違っていないか、再確認を行ってください。  
特に枚数については正確な数を記入するようにしてください。

**店舗控え**  
**換金伝票**  
愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券

申請日	令和	年	月	日
店舗コード				

**【2枚目】**  
店舗で保管してください。

**事務局用**  
**換金伝票**  
愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券

申請日	令和	年	月	日
店舗コード				
店舗名				
電話番号				
商品券枚数	枚			

注意：枚数は換金額に関わります。正確な枚数を確認の上、ご記入ください。  
※2枚目は店舗控えです。1枚目(事務局用)を商品券と同送してください。

必要事項を記入してください。

※事務局使用欄

押印・偽造確認	
計数確認	
処理番号	

到着日
月 日

№

**【1枚目】**  
事務処理センターに返送してください。



## ■商品券と商品券換金伝票の郵送について

- ◇商品券を事務へ局へ郵送する際は初回スターターキットの中に同梱している「返信用ゆうパック着払い送り状」をご使用ください。
- ◇商品券と換金伝票をセットで送付してください。
- ◇商品券の向きを、天地・裏表とも揃え、輪ゴム等でまとめた上で封筒やダンボールケースに入れてください。
- ◇尚、付箋やメモの貼付やホッチキス止めはしないでください。(10枚や20枚の小口束にする必要はありません。)
- ◇商品券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せずクリップで止めて封筒やダンボールケースに入れてください。
- ◇商品券の裏面には店舗名を漏れなく押印または記入をしてください。白紙または店舗不明の商品券は換金できません。
- ◇換金業務の集中を防ぐためまとめずにできるだけこまめに投函してください。
- ◇返信用ゆうパック着払い送り状や換金伝票が不足した場合は、事務局までお問い合わせください。
- ◇事務局では持参による換金申請を受け付けておりませんのでご注意ください。



### 【送付先】

〒790-8686

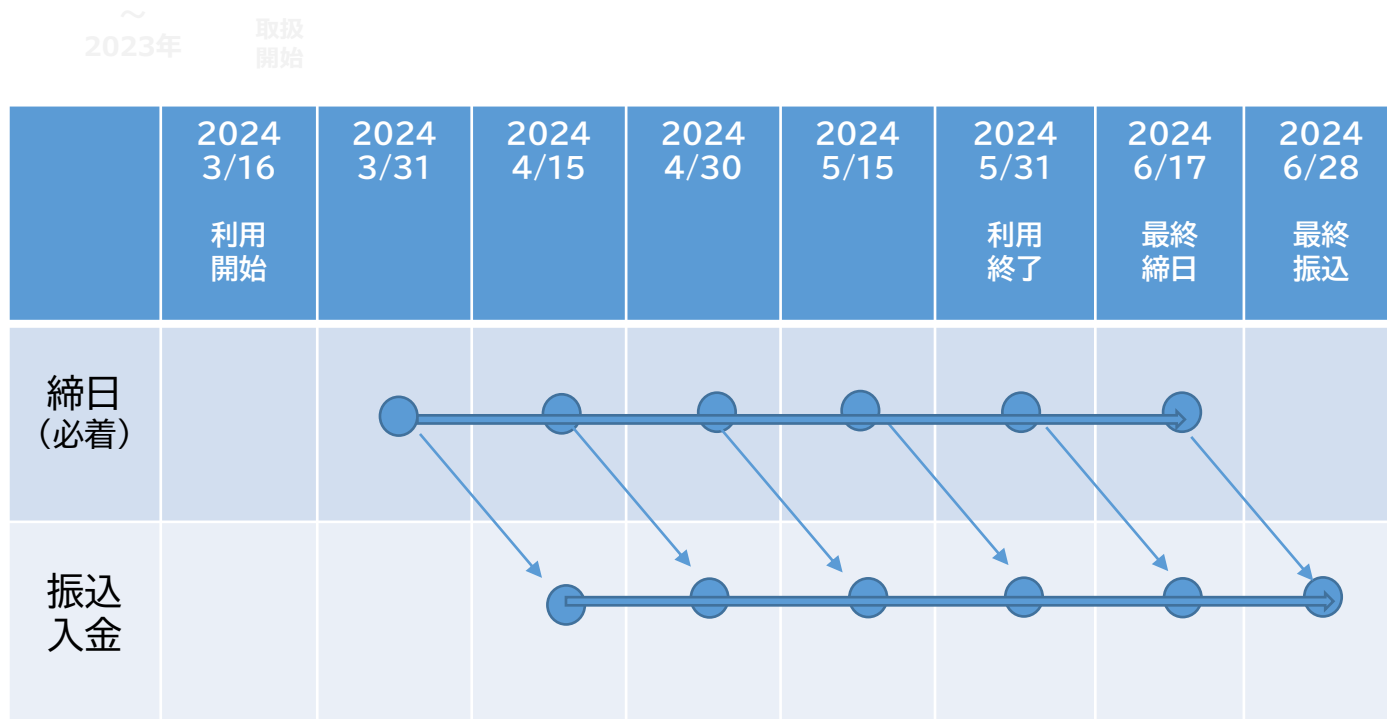
愛媛県松山市湊町7丁目7-1 セキ株式会社内

松山中央郵便局私書箱11号

愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券事業 事務局

## ■換金・精算に関するスケジュールについて

毎月15日と末日の2回返送締日（必着）とし、それぞれ15日後に振り込む換金サイクルといたします。土・日・祝日の場合は前後営業日で対応します。



◇当事業の精算対象期間は2024年3月16日～2024年5月31日ご利用分までです。ただし、本事業の利用期間が変更された場合はこの限りではありません。

◇商品券の最終換金申請期限は、**2024年6月17日（月）17:00までの事務局必着**になります。対象期間を過ぎて到着した場合はいかなる理由に関わらず当事業の精算対象外となりますのでご注意ください。

ただし、本事業の利用期間が変更された場合はこの限りではありません。

## ■毎月の締め日と入金日について

- ◇締め日は毎月15日と月末日(商品券については締め日の17:00までに事務局に換金申請郵便物到着分)とし、基本15日サイクルで集計作業を行い利用店舗申請時に登録された口座へ入金いたします。**(15日が銀行休業日の場合は翌営業日、末日が銀行休業日の場合は前営業日の対応になります。)**
- ◇換金・精算業務が集中した場合、事前に告知のうえ精算が1サイクル遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ◇万が一換金申請額と入金額の差異が発生した場合に備え、換金伝票の控及び商品券の店舗控は利用店舗にて必ず保管してください。なお、入金から2週間を過ぎた場合の利用店舗からの異議申し立ては受付できません。

### 13. よくある問い合わせへの対応について

**Q：お客様からNo.やバーコードが汚れた商品券を渡されました。どのようにすればいいですか？**

**A：判別不能の商品券は利用不可として受け取りをお断りしてください。**

**Q：商品券受け取り時に利用者に領収書を渡してもかまいませんか？**

**A：利用店舗でのご利用金額に応じて領収書を発行していただいで問題ありません。**

**Q：系列で複数店舗登録していますが、商品券の換金申請は利用店舗ごとに行った方がいいですか？**

**A：原則、ご登録いただいた利用店舗ごとでの換金申請をお願いします。**

**Q：換金申請時に封筒に記載する「店舗コード」とは何ですか？**

**A：スターターキットに同梱した【店舗コード通知書】に記載している4桁の数字で、店舗ごとに設定された管理番号です。換金申請時に必要になりますので店舗コードを記載した【店舗コード通知書】は店舗で大切に保管してください。**

**Q：利用者から購入後に商品・サービスの返品・交換を求められた場合はどう対応すればよいですか？**

**A：商品券をお取り扱いした後に利用者から購入商品・サービスの返品・交換を求められた場合は、利用店舗と利用者間で解決を図るようにしてください。その際の対応におけるトラブル等については愛媛県及び事務局では一切の責を負うことができませんのでご了承ください。なお、商品返品の際の返金はできません。**

## 【利用店舗様取扱要項・改訂履歴】

2024.3.11改訂

15ページ ■商品券と商品券換金伝票の郵送について

本文4行目

(訂正前) 輪ゴム等でまとめた上で封筒に入れてください。

(訂正後) 輪ゴム等でまとめた上で封筒やダンボールケースに入れてください。

同・本文7行目

(訂正前) クリップで止めて封筒に入れてください。

(訂正後) クリップで止めて封筒やダンボールケースに入れてください。

16ページ ■換金・精算に関するスケジュールについて

スケジュール・図の日付

(訂正前) 2024 6/14

(訂正後) 2024 6/17

図の下、本文3行目

(訂正前) 2024年6月14日 (金) 17:00までの事務局必着

(訂正後) 2024年6月17日 (月) 17:00までの事務局必着

**お問い合わせ先**

**愛媛県農林水産物直売所プレミアム付商品券事務局**

**住 所：〒790-8686**

**松山市湊町七丁目7番地1 セキ(株)内**

**T E L：0570-088-078**

**F A X：089-903-8832**

**メール：[support@ehime-sancyoku-premium.com](mailto:support@ehime-sancyoku-premium.com)**

**<受付時間> 平日10:00～18:00  
(土・日・祝日、年末年始を除く)**